

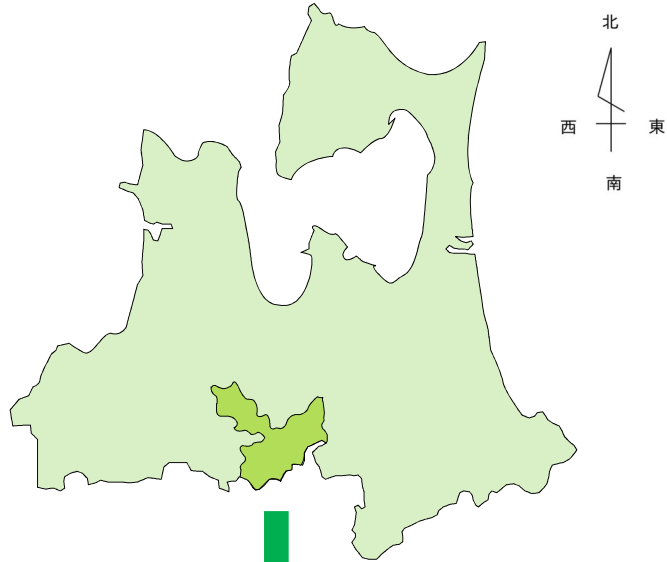
平川市森林整備計画 変更計画書

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

令和 4 年 3 月樹立
令和 6 年 3 月変更（第 1 回）

青森県 平川市

平川市位置図



目 次

ページ

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	2
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
(1)	人工造林の対象樹種	8
(2)	人工造林の標準的な方法	8
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	9
2	天然更新に関する事項	9
(1)	天然更新の対象樹種	10
(2)	天然更新の標準的な方法	10
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	11
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
(1)	造林の対象樹種	11
(2)	生育し得る最大の立木の本数	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	13
(1)	下刈り	13
(2)	除伐	14
3	その他必要な事項	14
(1)	間伐	15
(2)	下刈り	15
(3)	つる切り	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(1)	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化	

機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	17
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
(1) 区域の設定	18
(2) 施業の方法	18
3 その他必要な事項	25
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	26
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	26
5 その他必要な事項	26
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	27
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
4 その他必要な事項	27
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	28
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	28
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	28
3 作業路網の整備に関する事項	28
(1) 基幹路網に関する事項	28
(2) 細部路網に関する事項	29
4 その他必要な事項	30
第8 その他必要な事項	31
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	31
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	31
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	32
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	33
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
(1) 区域の設定	33
(2) 鳥獣害の防止の方法	33
2 その他必要な事項	33
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	33
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	33
(2) その他	33
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5 その他必要な事項	34

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	34
(2) その他	34
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	35
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	35
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	35
(1) 森林保健施設の整備	35
(2) 立木の期待平均樹高	36
4 その他必要な事項	36
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	37
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	37
(2) 森林法施工規則第33条第1号口の規定に基づく区域	37
2 生活環境の整備に関する事項	37
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	37
4 森林の総合利用の推進に関する事項	38
5 住民参加による森林の整備に関する事項	38
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	38
(2) 上下流連携による取組に関する事項	38
(3) その他	38
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	38
7 その他必要な事項	38
(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項	38
(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	38
(3) 森林病虫害防除に関する事項	38
(4) 市有林の整備	39
(5) 国有林野の利活用に関する事項	39
付属資料	
1 平川市森林整備計画概要図	40
2 参考資料	40
(1) 人口及び就業構造	40
(2) 土地利用	41
(3) 森林転用面積	41
(4) 森林資源の現況等	41
(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	43
(6) 市における林業の位置付け	43
(7) 林業関係の就業状況	44
(8) 林業機械等設置状況	44
(9) 林産物の生産概況	45
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	45
(11) その他必要なもの	45

平川市森林整備計画の変更理由

地域森林計画の変更に伴い、必要な事項を平川市森林整備計画に反映するもの

〈主な変更内容〉

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採（主伐）の標準的な方法において、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する旨を追加する。

(2) 造林に関する事項

人工造林について、花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進する旨を追加する。

(3) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策について、高度な森林資源情報の整備・活用のため、航空レーザ計測について追加する。

(4) その他必要な事項

・ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項について、「青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進する旨を追加する。

・ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項について、地域の特性に応じた体制の整備を推進する旨を記載する。

I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、青森県南部、津軽平野の南端に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接した錨型をなしています。

地勢は、津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用される平坦地と、標高20～300mの丘陵地で水稲とりんごの複合経営地として活用されている台地、八甲田・十和田火山郡の一部に属した山間地で、行政区域の大半は山林原野で占められており、本市の総面積34,601haのうち森林面積25,923haと総面積の約75%を森林が占める自然に恵まれた地域です。

民有林面積は5,676haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は3,652haと人工林率約64%は県平均(55%)を上回っています。年齢構成を見ると、10～12年齢に大きなピークがあり、本格的な主伐期を迎えています。また、今後成熟していく9年齢以下の資源を健全な状態に育成し循環させていくことが重要となっています。

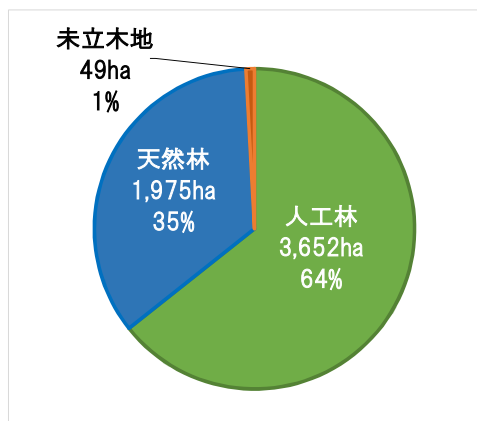
本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域、広葉樹が広く存する天然性林地域、さらにはレクリエーション等森林総合利用地域まで多様性に富んだ構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化していることから、以下のような課題があります。

人工林地域については、適正な保育・間伐に努めるとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、森林づくりから木材利用まで持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっています。特に、平成27年度から稼働している木質バイオマス発電所では、年間75,000トンの木質チップ燃料を消費しており、今後も燃料材の需要増加が見込まれています。市では「平川市バイオマス産業都市構想」を策定しており、今後、チップ燃料材の確保及び未利用材の利活用を図ることが重要であることから間伐材等の運搬に供する路網等の整備を進める必要があります。

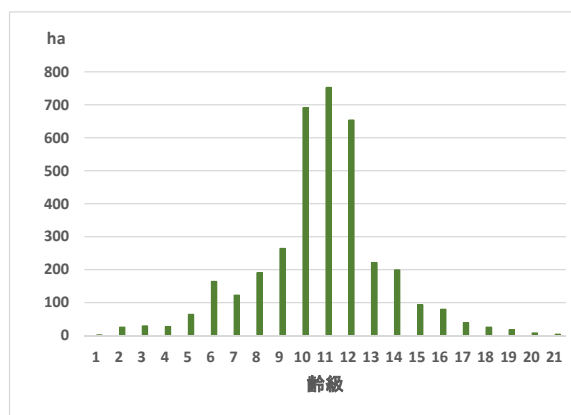
水源涵養機能等を重視した広葉樹が広く存する天然性林地域については、主として、天然力により森林を成立させて維持しつつ、必要に応じて景観整備等による適確な保全・管理が重要となっています。

森林総合利用関係施設については、自然との触れ合いの場としての活用が期待されるため、特に尾崎、広船地区の森林公園における施設及びこれと一体となった森林の持つ多面的機能の維持・増進を図っていくことが望まれています。

【民有林における面積割合】



【民有林における林齢別人工林構成表】



注 年齢とは林齢を5年で区切り
1年齢=1～5年生
2年齢=6～10年生となる

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するものとし、

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、花粉発生源対策等に配慮するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進することとします。加えて、森林の状況を適確に把握するための航空レーザ測量等のリモートセンシングや森林GISの効果的な活用を図ることとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や路網整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備等に関する取組を推進することとし、その機能の発揮上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林、樹根又は表土を保全するための人工造林又は更新補助作業により土壌の流出や崩壊が防止されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着率が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより、ま

た、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に抑制できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これらについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとするものとします。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能^{かん}</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とするものとします。</p>
<p>山地災害防止機能／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とするものとします。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進するものとします。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進するものとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持、形成に配慮した森林整備を推進するものとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進するものとします。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全するものとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するものとします。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とするものとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とするものとします。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

津軽流域林業活性化センター等を利用して、森林所有者や林業関係者の合意形成を図りながら、森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大、森林施業の共同化、林業に従事する者の養成及び確保、作業システムの高度化に資する林業機械の導入、丈夫で簡易な路網整備の加速化、林産物の利用促進のための施設の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は次のとおりです。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めているので、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地 域	樹 種（年）					
	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	広 葉 樹	
					きのご原木用	その他
市内全域	45	40	40	55	20	30

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然環境が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、現地に適した方法により行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯（おおむね周辺の森林の樹高程度）を設け

適確な更新を図ることとします。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とするものとします。

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林毎に制限の目的達成に必要な施業を行うものとします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めるものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木など花粉症対策に資する苗木の植栽を推進することとし、人工造林の対象樹種は、次の表に示すとおりです。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択します。

人 工 造 林 の 対 象 樹 種
スギ、アカマツ、カラマツ、ヒバ、ケヤキ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案した適地適木を基本に、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として次の表のとおり定めます。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/h a)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	3,500	
カラマツ	疎	1,500	
	中	3,000	
	密	3,500	
アカマツ、クロマツ	疎	2,000	
	中	4,000	
	密	5,000	
ヒバ	疎	1,500	
	中	3,000	
	密	3,500	
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	疎	2,000	
	中	3,000	
	密	4,000	

キリ	疎	300	
	中	450	
	密	600	

注1 その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によります。

- 2 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。
- 3 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。
- 4 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課の指導により植栽するものとします。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法は、既往の造林方法を勘案して次の表のとおりとし、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

【その他人工造林の方法】

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が休止した時期(10～11月)に行います。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

イ 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

ウ 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて植込み等を行うこととします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、本市において適用する天然更新完了基準（青森県における天然更新完了基準）に

より、森林の着実な更新を図るものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

【天然更新の対象樹種】

天然更新の対象樹種	針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準と成る期待成立本数を次のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとします。

なお、草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。また、的確な天然更新を確保するため、必要な天然更新の補助作業を次のとおりとします。

※草丈：林床植生より樹高が高い稚樹の密度になった段階で更新が完了と認定されるので、各地域において、人工林、天然林内の占有度の高い植物の丈とする。例えば、ササの場合1m又は2m等、また、草木類が主の場合は、30cm

樹種	期待成立本数
上記(1)に示す樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

津軽地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法について次のとおり定めます。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行います。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うものとします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとします。
植込み	天然更新の不十分な所に必要な本数を植栽するものとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる2～5年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり、仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理（芽かき）を行うものとします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況については、本市において適用する天然更新完了基準（青森県における天然更新完了基準）に基づき確認するものとします。

確認の際に、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実な更新を図るものとします。

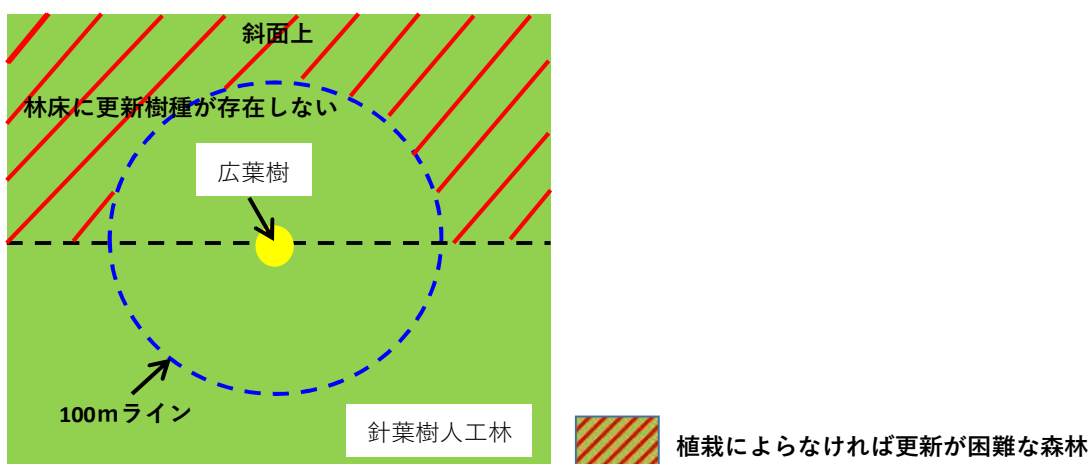
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後おおむね5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、天然更新に必要な更新樹種の立木の育成状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況その他の自然状況及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、次のとおりとします。

森林の区域	備考
	該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおりとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおりとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は10,000本とし、その本数に3/10を乗じた3,000本を更新本数とします。

5 その他必要な事項

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等を次の表のとおり定めることとします。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数 3,000本 伐期80年 本数伐採率	3	19	26	37	58	m 28.1	cm 39.8	m ³ 914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 ※は保育間伐とする。	
			31.0	29.8	28.5	27.6					
アカマツ	植栽本数 4,000本 伐期80年 本数伐採率	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		
			32.4	32.0	33.0	33.6					30.3
カラマツ	植栽本数 3,000本 伐期80年 本数伐採率	3	※11	17	38		22.7	25.9	322.2		
			41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新 伐期100年 本数伐採率	2	50	70			20.0	26.6	163.9		
			48.2	48.2							

注1 上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

- 2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うものとします。
- 3 育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うものとします。
- 4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図るものとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

(1) 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に適切な作業

法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利益価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

【樹種別の保育の標準的な方法】

樹種	種類	林 齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△	△															8	9
	除 伐												○											1	1
	枝打ち												○							○		△		3	3
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
アカマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除 伐												△											1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
カラマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除 伐											○												1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												10	10	
	除 伐															○								1	1
	つる切り 雪起こし等																							適 宜	

注 下刈りの◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施するものとします。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨及び、当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を、森林所有者に対して通知することとします。

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めるものとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を生かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育は、以下の点に留意します。

(1) 間伐

林道整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、10～30%の間伐率（材積）により実施します。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して実施します。

(3) つる切り

つる類の繁茂が著しい箇所については、必要に応じて2～3年に1回立木の生育に支障をきたさないように実施します。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源^{かん}涵養の機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源^{かん}涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」に区分し、これらの森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定するものとします。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めます。

各機能別の区域の設定基準は次のとおりとします。

【各機能別の区域の設定基準】

水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林	水源 ^{かん} 養保安林、干害防備保安林や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林等
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林等
快適環境形成機能維持増進森林	風害・水害・干害等の防備保安林や、日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林等
保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全含む）	保険保安林、風致保安林や、史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林等

注 生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮できる機能であり、原生的な森林や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

(1) 水源^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源^{かん}養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など水源^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大

とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林の区域については、別表2により定めます。

【伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種（年）				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	55	50	50	65	40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

なし

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進します。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森

林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林の区域については、別表2により定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種（年）				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	90	80	80	110	60

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、別表1により定めます。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めます。

- ・平均傾斜30°未満
- ・林道までの距離1,000m未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地）の指定が無い

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽により更新を行うこととします。

ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	80林班 1 い 1, 28, 30、1 ろ 1~8	1,596.89 ha
	2 い 1, 2, 4, 6, 10~17	
	83林班 い 1, 6~8, 22, 23, 25~28	
	ろ 9~11, 21, 22, 24, 26, 27	
	86林班 1 は 4, 5, 7, 18~20	
	87林班 い 3, 25	
	89林班 2 ろ 1~4	
	90林班 ろ 40, 41、は 36~39	
	95林班 ろ 12	
	98林班 ろ 5、は 2, 45~48	
	255林班 に 11	
	256林班 に 77	
	257林班 い 1~11	
	258林班 い 1~3	
	259林班 い 1~4	
	260林班 い 1~6	
	261林班 い 1~4	
	262林班 い 1~3、ろ 1~3	
	263林班 い 1~5	
	264林班 い 1~6	
	274林班 い 10	
	275林班 ろ 1~21	
	276林班 ろ 1, 2、は 1~10、に 1~6	
	277林班 い 22, 30	
	278林班 い 1~7	
	286林班 は 1, 3, 7, 8, 11, 12, 15, 17~22	
	288林班 2 い 1~8、2 ろ 1~7、	
	3 い 1~7、3 ろ 1~7	
	4 い 1~7、4 ろ 1~7、4 は 1~3	
	5 ろ 1、5 は 1~4, 9~12	
	290林班 い 11	
	291林班 1 い 8, 9	
	3 に 1~4	
	4 い 1~5、4 ろ 1~18	
	292林班 1 に 28	
	2 へ 73, 74、2 と 1~4	
	293林班 ろ 24、ほ 1, 2	
	294林班 に 1~3	
	295林班 い 1, 2、ろ 1~6	
	296林班 い 1~3、ろ 1~15、は 1~13	
297林班 は 1~8		
298林班 い 1、ろ 5, 6, 20		
299林班 は 1, 2, 4~9、に 2~10		
301林班 は 1, 9~11		
304林班 ろ 18		
307林班 は 21		

	308林班 ろ 30	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	80林班 2 い 1, 2, 4, 6, 10~17 82林班 い 34~44 83林班 い 1, 3, 6~8, 10~12, 15~28 ろ 9~11, 13, 15~24, 26, 27, 29, 30 84林班 い 7, 24, 25 86林班 1 ろ 12、1 は 3, 4 87林班 は 37~41 90林班 い 10, 11, 25~36 93林班 は 1~11 94林班 い 1~7、は 8 97林班 ろ 2~5、に 48, 50~57 98林班 い 17~25, 29, 30 100林班 ろ 1~9 271林班 い 91, 92 273林班 ろ 4, 5 275林班 い 37 283林班 ろ 1 286林班 は 1, 3, 7, 8, 11, 12, 15, 17~22 288林班 4 ろ 8, 9, 10 292林班 1 は 7、1 に 27 2 ほ 25~27、2 へ 56~69, 74, 75 293林班 い 15, 16, 18、ろ 16~20, 25~29、は 12 294林班 は 1 295林班 ろ 2 297林班 ろ 4 298林班 ろ 11~15、は 7、に 2, 11~15, 41, 42, 46, 57, 58, 60 299林班 い 1, 14, 28、ろ 7, 8, 24, 27, 40、は 2, 8, 10 300林班 い 1~3, 5~9, 13, 17, 18, 67~70 ろ 38、は 53, 54、に 19, 20、ほ 10、へ 4, 5 301林班 に 7, 10, 13, 14 302林班 い 1, 2, 18, 19, 22、ろ 6~8, 10~13、 に 58, 59, 116, 117, 126, 129, 131, 139, 140, 151 303林班 ろ 3、は 3, 6, 7, 16, 20, 29, 40、に 21 304林班 ろ 17, 18, 25, 26 306林班 い 10, 16, 17 307林班 い 2~4、に 5, 17, 73 308林班 ろ 1~3 309林班 い 16, 17, 20, 37, 52、ろ 23, 24、ほ 1~3	307. 15 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	83林班 い 1, 3, 6~28、ろ 1~4, 9~31 84林班 い 1~13, 15, 16, 18~26、ろ 1~72 85林班 い 2~21 87林班 は 2~8 89林班 1 い 1~60, 62, 64, 66, 68~80, 82~86, 89, 90	1, 071. 72 ha

	<p>1 ろ 1~47、1 は 1~14, 36~41, 43, 45~47</p> <p>2 ろ 1~5</p> <p>90林班 い 14~17、ろ 1~11, 13~31, 33~41、 は 1~41</p> <p>91林班 い 1~10, 12~14、ろ 1~15、 は 1~10, 13, 14、に 1, 2</p> <p>95林班 い 1~6, 8~12、ろ 1~12</p> <p>96林班 い 1~95</p> <p>99林班 い 34, 35、ろ 1~7, 9~33</p> <p>100林班 い 1~6, 11~18、ろ 1~13、は 1~22、 に 49~52、ほ 1~4</p> <p>258林班 い 1~3</p> <p>259林班 い 1~4</p> <p>260林班 い 1~6</p> <p>261林班 い 1~4</p> <p>262林班 い 1~3、ろ 1~3</p> <p>263林班 い 1~5</p> <p>264林班 い 1~6</p> <p>289林班 1 ろ 1~3, 5 2 い 1~12</p> <p>297林班 い 7, 12~15</p> <p>298林班 い 1, 3~22、ろ 5~9, 11~17, 20</p> <p>299林班 い 1~13、は 1, 2</p>	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>91林班 い 1~10, 12~14、ろ 1~15、 は 1~10, 13, 14、に 1, 2</p> <p>92林班 い 1~36, 38~40, 42~95</p> <p>93林班 い 1~140 ろ 2~59, 62, 63, 65~81, 83~96, 98~135 は 1~14</p> <p>94林班 い 1~7、ろ 1~8, 10, 15~28、は 1~13</p> <p>95林班 い 2~6, 8~12、ろ 5, 6, 8, 10~12</p> <p>96林班 い 1~35, 37~95</p> <p>97林班 い 1~18、ろ 1~5, 7, 8 は 1~34, 36~109, 112~125、に 1~66</p> <p>98林班 い 1~48、ろ 1~4, 6~43、は 1, 3~44, 46~49</p> <p>100林班 い 1~6, 11~19、ろ 1~13、は 1~22 に 1~21, 24~74</p>	537.46 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<p>91林班 い 1, 2, 4~10, 13, 14、ろ 1~5, 7~15 は 1~10, 13, 14、に 1, 2</p> <p>92林班 い 1~25, 27~36, 38, 39, 42~69, 73~79 81~91, 93~95</p> <p>93林班 い 1~56, 59, 61~70, 73~105, 107, 109, 111~113, 115~117, 119~130, 138~140 ろ 2~22, 25, 27~30, 34~39, 41~43, 45, 47~57, 59, 62, 63, 65~67, 69, 70, 72 74~77, 79~81, 88~96, 100~104, 106~134</p>	382.49 ha

		は 2, 3, 12~14	
	94林班	ろ 1~8, 10, 15~28、は 1~7, 9~13	
	95林班	い 2~6, 8, 9、ろ 5, 12	
	96林班	い 1~31, 34, 35, 37~45, 47~49, 51~59, 61~63, 65~71, 75~77, 79, 82~89, 91~95	
	97林班	い 1, 3~5, 7, 9~18、ろ 1, 7 は 1~5, 7~10, 12~24, 26, 28~30, 36, 40, 42~47, 50, 51, 54~63, 69~74, 86~91, 94, 96, 97, 99, 103~109, 123~125 に 26~28, 30, 35, 39, 49, 58, 60	
	98林班	い 14, 16, 26~28, 44, 45, 48 ろ 4, 7, 9, 10, 13~15, 19, 20, 25~27, 31, 33, 35~39, 41~43 は 4, 5, 7~9, 11, 16, 17, 19, 24~33, 35~37, 41, 42, 44, 49	
	100林班	い 1, 3, 4, 6, 12~19、ろ 10~13 は 1, 4~6, 8~16, 22 に 3, 6~11, 13, 16~21, 24, 29~53, 57~70, 73, 74	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林	80林班 1 い 1, 28, 30、1 ろ 1~8 86林班 1 は 5, 7, 18~20 87林班 い 3, 25 98林班 ろ 5、は 2, 45~48 255林班 に 11 256林班 に 77 257林班 い 1~11 274林班 い 10 275林班 ろ 1~21 276林班 ろ 1, 2、は 1~10、に 1~6 277林班 い 22, 30 278林班 い 1~7 288林班 2 い 1~8、2 ろ 1~7、 3 い 1~7、3 ろ 1~7 4 い 1~7、4 ろ 1~7、4 は 1~3 5 ろ 1、5 は 1~4, 9~12 290林班 い 11 291林班 1 い 8, 9 3 に 1~4 4 い 1~5、4 ろ 1~18 292林班 1 に 28 2 へ 73, 74、2 と 1~4 293林班 ろ 24、ほ 1, 2 294林班 に 1~3 295林班 い 1, 2、ろ 1~6 296林班 い 1~3、ろ 1~15、は 1~13 297林班 は 1~8 299林班 は 1, 2, 4~9、に 2~10 301林班 は 1, 9~11 304林班 ろ 18 307林班 は 21 308林班 ろ 30	1,066.18 ha
長伐期施業を推進すべき森林	80林班 2 い 1, 2, 4, 6, 10~17 82林班 い 34~44 83林班 い 1, 3, 6~28、ろ 1~4, 9~31 84林班 い 1~13, 15, 16, 18~26、ろ 1~72 85林班 い 2~21 86林班 1 ろ 12、1 は 3, 4 87林班 は 2~8, 37~41 89林班 1 い 1~60, 62, 64, 66, 68~80, 82~86, 89, 90 1 ろ 1~47、1 は 1~14, 36~41, 43, 45~47 2 ろ 1~5 90林班 い 10, 11, 14~17, 25~36、 ろ 1~11, 13~31, 33~41、は 1~41 91林班 い 1~10, 12~14、ろ 1~15、 は 1~10, 13, 14、に 1, 2	1,199.63 ha

93林班	は 1~11
94林班	い 1~7、は 8
95林班	い 1~6, 8~12、ろ 1~12
96林班	い 1~95
97林班	ろ 2~5、に 48, 50~57
98林班	い 17~25, 29, 30
99林班	い 34, 35、ろ 1~7, 9~33
100林班	い 1~6, 11~18、ろ 1~13、は 1~22、 に 49~52、ほ 1~4
258林班	い 1~3
259林班	い 1~4
260林班	い 1~6
261林班	い 1~4
262林班	い 1~3、ろ 1~3
263林班	い 1~5
264林班	い 1~6
271林班	い 91, 92
273林班	ろ 4, 5
275林班	い 37
283林班	ろ 1
286林班	は 1, 3, 7, 8, 11, 12, 15, 17~22
288林班	4 ろ 8, 9, 10
289林班	1 ろ 1~3, 5 2 い 1~12
292林班	1 は 7、1 に 27 2 ほ 25~27、2 へ 56~69, 74, 75
293林班	い 15, 16, 18、ろ 16~20, 25~29、は 12
294林班	は 1
295林班	ろ 2
297林班	い 7, 12~15、ろ 4
298林班	い 1, 3~22、ろ 5~9, 11~17, 20、 は 7、に 2, 11~15, 41, 42, 46, 57, 58, 60
299林班	い 1~14, 28、ろ 7, 8, 24, 27, 40、は 1, 2, 8, 10
300林班	い 1~3, 5~9, 13, 17, 18, 67~70 ろ 38、は 53, 54、に 19, 20、ほ 10、へ 4, 5
301林班	に 7, 10, 13, 14
302林班	い 1, 2, 18, 19, 22、ろ 6~8, 10~13、 に 58, 59, 116, 117, 126, 129, 131, 139, 140, 151
303林班	ろ 3、は 3, 6, 7, 16, 20, 29, 40、に 21
304林班	ろ 17, 18, 25, 26
306林班	い 10, 16, 17
307林班	い 2~4、に 5, 17, 73
308林班	ろ 1~3
309林班	い 16, 17, 20, 37, 52、ろ 23, 24、ほ 1~3

複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業を推進す べき森林（択伐によ るものを除く）		
	択伐による複層林施 業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業者への施業の委託状況を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するものとしします。

また、森林施業や森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業者について、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進するものとしします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するものとしします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託等を行う林業事業者等は、事前に委任内容や費用負担等を示し森林所有者の了承を得るものとしします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとしします。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとしします。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の民有林における林家等森林所有者の大部分は、3 ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために市、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備するとともに、地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地域単位での森林施業の共同実施又は施業委託の推進を図って行きます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、高密度作業路網の早急かつ計画的な整備、造林、保育、間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進します。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては地区集会等への参加を呼びかけ、その集会等を利用して森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営に対する参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに労務の分担又は相互提供、林業事業者への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこととします。

また、これらの明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を与えたり、森林施業の共同化の実効性が損なわれたりすることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこととします。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえ、優先順位に応じた整備を推進することとします。特に、林道の開設については適切な線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進し、既設林道の改築改良については必要に応じて曲線部の拡幅や排水施設の機能強化などの向上を図ることとします。

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準について、次の表のとおり定めます。

なお、路網密度の水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	30以上	70以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系 作業システム		—	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	16以上	44以上	60以上
	架線系 作業システム		—	20以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、1の路網密度及び作業システムに適合するように次のとおり定めます。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定 路 線	開設予定 延長 (km)	対図番号	備考
碓ヶ関	37	赤石沢	1.3	1	
〃	42	白沢	1.5	2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に関する留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、青森県林業専用道作設指針（平成23年3月18日制定）に則り開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

本市の林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は、別に定めるところにより図示します。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【林道の開設又は拡張に関する計画】

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所 数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		碓ヶ関	赤石沢	1.3	37		1	
			〃	白 沢	1.5	42		2	
開設計				2路線	2.8	79			
開設 (改築)	自動車道		尾崎	稲荷平	1.7	285		3	
開設(改築)計				1路線	1.7	285			
拡張 (改良)	自動車道		唐牛古懸	白手山	5.0	90		4	
			古懸	古懸	8.0	134	○	5	
			〃	関根沢	1.0	114	○	6	
			〃	山本	1.0	24	○	7	
拡張(改良)計				4路線	15.0	362	3箇所		
拡張 (舗装)	自動車道		尾崎	稲荷平	9.0	285		8	
拡張(舗装)計				1路線	9.0	285			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、青森県森林作業道開設指針（平成23年5月18日制定）に則り開設するものとし、林道や林業専用道との開設や連結等に配置するとともに、土工量が少なくなるよう路線を選定するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

青森県森林作業道開設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

- 4 その他必要な事項
なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業者における雇用の安定化や他産業並の労働条件の確保、技能などの客観的評価の促進等雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進し、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、県が行う、就業前に森林・林業に関する基礎的知識や技術を習得させるための研修「青い森林業アカデミー」や、国の「緑の雇用」事業と連携を図りながら、将来的に林業事業者等の中核となり得る現場技術者の養成を支援することとします。

また、森林組合等の林業事業者における経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や、施業の集約化による事業量の安定的確保と生産性の向上、他の事業者との協業化、事業の多角化等を推進するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、魅力ある職場づくりによる若年者の定着化を促進するとともに、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入や稼働率の向上を促進するものとします。

また、生産性コストの低減及び労働強度の軽減を図るためにも、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進するものとします。

1の状況を踏まえ、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり定めます。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒造 材集材	市内一円 (急傾斜地)	(伐倒) チェンソー	(伐倒) チェンソー
		(集材) 林内作業車	(集材) スイングヤーダ
		(造材) チェンソー	(造材) プロセッサ
	市内一円 (緩傾斜地)	(伐倒) チェンソー	(伐倒) チェンソー ハーベスタ
		(集材) グラップル フォワーダ	(集材) グラップル フォワーダ
		(造材) チェンソー プロセッサ ハーベスタ	(造材) プロセッサ ハーベスタ
造林 保育等	地ごしらえ・ 下刈り	チェンソー 刈払機 人力	チェンソー 刈払機 グラップル

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における林産物の流通については、黒石市にある森林組合連合会津軽センターを中心に出荷・販売が行われています。また、加工施設については、市内に製材工場が3工場、木材チップ製造工場が1工場稼働しているが、機械施設の高性能化等による、低コストかつ品質や性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品の安定的な供給、また、原木を山土場から安定的に供給するシステムを構築するとともに木材加工機械や乾燥機等の整備を推進するものです。

林産物の流通、加工、販売施設等の整備計画は次の表に示すとおりです。

【林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規模 (㎡)	対図番号	位 置	規模 (㎡)	対図番号	
製材工場	碓ヶ関	1,256	△1	今期計画無し			
製材工場	碓ヶ関	254	△2	"			
木工所	碓ヶ関	85	△3	"			
山菜加工施設	碓ヶ関 古懸	182	△4	"			
製材工場	高木	793	△5	"			
山菜加工施設	李平	6,553	△6	"			
製材工場	中佐渡	1,659	△7	"			

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
該当なし
- (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めるとともに、松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進するものとします。

被害防止対策の推進にあたっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、市の広報誌等を利用した普及啓発に努めるものとします。

松くい虫被害が発生した場合には、その被害拡大を阻止するため、枯死木等の松林において枯損木と併せて、被圧木、雪害木等の繁殖・感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、森林機能を維持するものとします。

また、被害予防対策として、媒介虫の行動期におけるマツやナラの伐採は避けるものとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとします。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、市、森林組合、森林所有者等の関係者が相互に緊密な連携を取り、被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めるものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、ニホンジカの目撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、森林のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置やわな等の捕獲による被害防止対策に取り組むものとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るものとします。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林火災予防巡視員等による森林巡視、地域住民に対し山火事防止等の啓発を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条及び平川市火入れ規制条例第2条に基づき、市長の許可を受けたうえで行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
なし

(2) その他
なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

津軽地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、同計画において保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる区域について、次の表のとおり定めるものとします。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
三笠山	90林班ろ40, 41 90林班は36~41	3.98		3.98				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

津軽地域森林計画に定める当該保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針に基づき、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し又はその状態に誘導することとし、次の表のとおり定めるものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、本計画書Ⅱ－第4－1の公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法によるものとする。
保 育	
伐 採	
その他	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

津軽地域森林計画に定める当該保健機能森林区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高、当該森林保健施設の維持及び運営等について、次のとおり定めるものとします。

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
①整備することが望ましい施設 管理施設、休憩所及びこれらに類する施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等
②施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項 ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とした配置とする。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、維持管理に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は、次に示すとおりです。

樹種	期待平均樹高	備考
広葉樹	14m	
ヒバ	18m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の維持増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備及び利用者の安全の確保等に留意するものとします。

また、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林施業計画の作成に当たり、次に掲げる事項に十分留意し適切に計画するものとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

※当市では該当箇所無し

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めます。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
唐竹	268、269、271、272、273、277、278、279、280、281 282、283、284、285、286、287	585.22
尾崎	252、253-1、253-2、253-3、253-4、254、255、256 257、258、259、260、261、262、263、264、265、266 267、274、275、276	1,036.26
小国1	288-1、288-2、288-3、288-4、288-5、289-1、289-2 291-1、291-2	458.91
小国2	290、291-3、291-4、292-1、292-2、293、294、295 296、297、298、299、300、301	1,133.77
切明	302、303、304、305、306、307、308、309、310、311	688.74
碓ヶ関東部	80-1、80-2、81-1、81-2、82、86-1、86-2、87 88、89-1、89-2、90	841.05
碓ヶ関西部	83、84、85、92、93、94	481.69
碓ヶ関久吉	91、95、96、97、98、99、100	450.31

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたUJ I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進します。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

木材価格の低迷等により林業採算性が悪化して林家の森林整備・管理や造植林が滞り、森林の公益的機能が損なわれている中、地球温暖化がにわかに社会問題となっていることから、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図るため、化石燃料に代わるエネルギー源として、木質バイオマス、

とりわけ間伐材の利用に着目し、木質エネルギーの利用促進を図っています。更に、間伐材の利用や造植林を進める等により、森林の保全・育成に努めていくことが求められています。

本市では、望ましい林業構造の確立並びに木材利用及び木材産業の体制整備を図り、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展及び木材利用の推進を図ります。

- (1) 公共施設への継続的な木質バイオマスエネルギー導入を進めます。
- (2) 公共建築物等における木材利用の促進などを図ります。
- (3) 効率的な施業を推進するため、事業基盤である林道の改良（災害復旧）を行い、林道機能の安全の確保を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

里山周辺の地区では山林に対する関心が高く、地元住民による森林づくりへの直接参加にも積極的に取り組んでいます。さらに多くの人々が関心を持ち、自然の大切さやふるさとへの愛着心を育むよう森林づくりへの直接参加を推進するものとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

なし

(3) その他

なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行うこととします。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとします。

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとします。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

森林の手入れ不足から森林の病虫害被害が増える傾向にあり、中でもスギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害材の出材が増加してきています。

森林組合を中心に各種事業による枝打ち実施を奨励し、被害地域の拡大防止に努めていますが、

今後も引き続き、森林所有者に対する被害防止の普及啓発活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林の育成に努めます。

(4) 市有林の整備

本市は現在、人工林を中心に493haの市有林を有しており、その森林については、森林組合及び市内の林業経営体に施業を委託して実施しております。

今後も、森林経営計画等に基づいた間伐等の保育施業を計画的に実施し、適切な森林の整備に努めます。

(5) 国有林野の利活用に関する事項

本市の国有林野面積は20,247haで、総森林面積の78.1%と国有林野の占める割合が大きく、従来から分収造林等を国有林野に依存してきました。

今後も地域林業の振興を図るため、分収造林等の国有林野の活用を推進します。

【付属資料】

1 平川市森林整備計画概要図

別紙のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

単位：人、%

区分	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数	平成22年	33,764	15,740	18,024	4,081	2,057	2,024	4,615	2,342	2,273
	平成27年	32,106	14,876	17,230	3,634	1,850	1,784	3,918	1,924	1,994
	令和2年	30,567	14,188	16,379	3,282	1,667	1,615	3,403	1,736	1,667
構成比	平成22年	100.0	46.6	53.4	12.1	6.1	6.0	13.6	6.9	6.7
	平成27年	100.0	46.3	53.7	11.3	5.7	5.6	12.2	6.0	6.2
	令和2年	100.0	46.4	53.6	10.7	5.4	5.3	11.1	5.7	5.4
区分	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数	平成22年	5,800	2,922	2,878	9,877	4,711	5,166	9,391	3,708	5,683
	平成27年	5,584	2,836	2,748	8,882	4,252	4,630	10,085	4,012	6,073
	令和2年	4,923	2,506	2,417	8,180	3,925	4,255	10,779	4,354	6,425
構成比	平成22年	17.2	8.7	8.5	29.3	13.9	15.4	27.8	11.0	16.8
	平成27年	17.4	8.8	8.6	27.7	13.3	14.4	31.4	12.5	18.9
	令和2年	16.1	8.2	7.9	26.8	12.8	14.0	35.3	14.3	21.0

(資料：国勢調査)

② 産業部門別就業者数等

単位：人、%

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			計	農業	林業	漁業		
実数	平成17年	18,556	4,876	4,840	31	5	4,452	9,228
	平成22年	17,185	4,551	4,512	35	4	3,825	8,803
	平成27年	16,331	3,972	3,942	30	0	3,630	8,641
構成比	平成17年	100.0	26.3	26.1	0.1	0.1	24.0	49.7
	平成22年	100.0	26.5	26.3	0.1	0.1	22.3	51.2
	平成27年	100.0	24.3	24.1	0.2	-	22.2	53.0

(資料：国勢調査)

(2) 土地利用

単位：h a、%

区 分	年 次	総土地 面 積	森 林 面 積	農地面積			その他 面 積
				計	田	畑	
実 数	平成 22 年	34,581	25,902	5,180	2,660	2,520	3,499
	平成 27 年	34,601	25,909	5,210	2,580	2,630	3,482
	令和 2 年	34,601	25,923	5,140	2,500	2,640	3,538
構成比		100.0	74.9	14.9	7.2	7.7	10.2

(資料：国土地理院、作物統計)

(3) 森林転用面積

単位：h a

年 次	総 数	工場・事 業場用地	住 宅・ 別荘用地	ゴルフ場 ・レジャ ー用地	農用地	公共用地	その他
平成18年～ 平成22年	0	0	0	0	0	0	0
平成23年～ 平成27年	0	0	0	0	0	0	0
平成28年～ 令和2年	5	0	0	0	1	4	0

(資料：青森県農林水産部林政課)

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

単位：h a、%

保 有 形 態		総 面 積		立 木 地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	率	計	人工林(B)	天然林	
総 数		25,923	100.0	24,773	10,280	14,493	39.7
国 有 林		20,247	78.1	19,146	6,628	12,518	32.7
公 有 林	計	2,283	8.8	2,276	1,476	800	64.7
	県 有 林	180	0.7	180	180	0	99.8
	市 有 林	493	1.9	493	393	100	79.7
	財産区有林	1,610	6.2	1,603	903	700	56.1
私 有 林		3,393	13.1	3,351	2,176	1,175	64.1

(資料：青森県農林水産部林政課、東北森林管理局)

② 在市区・不在市区別私有林面積

単位：ha、%

区分	年次	私有林 合計	在市区 面積	不在市区面積		
				計	県内	県外
実数	平成12年	2,921	2,363	558	423	135
	平成27年	3,450	2,653	797	512	285
	令和2年	3,393	2,429	964	706	258
構成比	平成12年	100.0	80.9	(100.0)19.1	(75.8)14.5	(24.2)4.6
	平成27年	100.0	76.9	(100.0)23.1	(64.2)14.8	(35.8)8.3
	令和2年	100.0	71.6	(100.0)28.4	(73.2)20.8	(26.8)7.6

(資料：世界農林業センサス 青森県結果書、青森県農林水産部林政課)

③ 民有林の齢級別面積

単位：ha

区分	総数	齢級											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	
民有林	5,676												
立木地	5,627	23	8	34	84	177	175	182	246	299	755	3,643	
人工林	3,652	2	5	29	27	64	164	123	190	264	691	2,093	
針葉樹	3,617	2	5	29	26	64	160	123	185	263	691	2,070	
スギ	3,207	2	5	6	22	38	118	122	181	251	676	1,789	
アカマツ	212					1	2			9	15	187	
クロマツ													
ヒバ	93		1	22	3	25	40		2				
カラマツ	105			0	1			1	2	3	1	97	
その他針	0						0						
広葉樹	35			0	1	0	4		5	1		23	
天然林	1,975	21	3	5	57	113	11	59	56	35	64	1,550	
無立木地等	49												
(備考)													

(資料：青森県農林水産部林政課)

④ 保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

面積規模	経営体数	面積規模	経営体数	面積規模	経営体数
1 ～ 3 ha	0	10 ～ 20 ha	3	50 ～ 100 ha	2
3 ～ 5 ha	2	20 ～ 30 ha	0	100 ～ 500 ha	4
5 ～ 10 ha	2	30 ～ 50 ha	2	500 ha 以上	0
総数					15

(資料：2020年農林業センサス 青森県結果書)

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	総延長(km)	備考
基幹路網	17	28.6	
うち林業専用道	4	3.7	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	4	17.8	

(資料：青森県農林水産部林政課)

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	年齢級	森林の所在(林班)
スギ	4～7、10、11	80～100、261～263、265～269、271～273、275～310

(資料：青森県農林水産部林政課)

(6) 市における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)		86,374
内 訳	第1次産業	6,505
	うち林業(B)	42
	第2次産業	31,628
	うち木材・木製品製造業(C)	-
	第3次産業	48,737
B+C/A		0.05%

(資料：青森県統計分析課 平成30年度 市町村民経済計算)

※総生産額は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となる

② 製造業の事務所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	39	2,857	1,014,424
うち木材・木製品製造業（B）	1	24	-
B/A	2.56%	0.9%	-

（資料：経済産業省 2020年工業統計表）

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	16	8	弘前地方森林組合
生産森林組合	4	-	-	本町、切明、井戸沢、小和森
素 材 生 産 業	1	16	-	
製 材 業	2	14	-	
森 林 管 理 署	1	1	0	津軽森林管理署碓ヶ関森林事務所
合 計	9	47	-	

（資料：中南地域県民局地域農林水産部、平成28年経済センサス）

(8) 林業機械等設置状況

単位：台

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
索道							動力式
集材機							
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
運材車	3			3			林内作業車
クローラタイプトラクタ							
フォークリフト							
フォークローダ							
クレーン（運材機能無）	1			1			トラッククレーン、 ホイールクレーン車
クレーン（運材機能有）							クレーン付きトラック
グラップル（運材機能無）							グラップルローダ作業車
グラップル（運材機能有）	2			2			グラップルローダ付きトラック
トラクタショベル							搬出、育林用等に係る土工用
ショベル系掘削機械							搬出、育林用等に係る土工用
チェーンソー	4			4			
刈払機	4			4			携帯式刈払機
グラップルソー							自走式玉切機
計	14			14			

<高性能機械>							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	1			1			抜倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	1			1			積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
スイングヤーダ							旋回ブーム式タワー付き集材機
その他高性能機械	2			2			上記以外の高性能林業機械
計	4			4			
合計	18			18			

(資料：中南地域県民局地域農林水産部)

(9) 林産物の生産概況

単位：k g

種類	生しいたけ	なめこ	生きくらげ	ねまがりたけ	畑わさび(葉柄)	わらび	乾ぜんまい
生産量	1,420	600	70	11,990	14	10,671	231
種類	たらのめ	ふき	ふきのとう	うわばみそう(みず)	くさそてつ(こごみ)	もみじがさ(しどけ)	
生産量	18	6,917	33	1,703	912	14	

(資料：中南地域県民局地域農林水産部)

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
		計画策定時点で経営管理権は設定なし	

(11) その他必要なもの

なし